

## 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務 公募型プロポーザル実施要領

一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務について、委託業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

### 1. 目的

この要領は、一般社団法人藤枝市観光協会のホームページを時代に即したホームページへ刷新する制作業務における最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

藤枝市内の観光や飲食、交通、宿泊等の情報を一元化した上で、わかりやすく発信するとともに、オンライン予約等に対応することで、旅行者の認知向上・利便性向上・周遊促進を図り、旅行者の体験価値を向上させ、将来的な「稼ぐ地域」の実現を目指す。

なお、本プロポーザルは令和6年度観光庁「観光DXによる地域経済活性化に関する先進的な観光地の創出に向けた実証事業」の一環として取り組むものである。

### 2. 業務名及び履行期間

#### (1) 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作業務

ホームページ制作の完了は、契約締結の日から令和6年12月31日(火)までとする。また、公開は令和6年11月初旬から順次行い、随時情報更新・ページ追加等を行うこと。なお、制作・公開の順番については、一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務仕様書(別紙1)「6. コンテンツについて」に示す。なお、令和7年3月31日(月)までのホームページの運用・保守も担うこと。

#### (2) 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ運用・保守業務

令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)まで

#### (3) 藤枝デジタル観光パンフレット制作業務

パンフレット制作の完了は、契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとするが、発注者との協議のうえ、可能なものから順次公開を行い、随時ページ追加等を行うこと。また制作・公開の順番については発注者と別途協議のうえ、調整すること。

### 3. 提供資料等および業務内容

#### (1) 提供資料

- ①一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務公募型プロポーザル実施要領
- ②一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務仕様書（別紙1）
- ③プロポーザル審査基準（別紙2）
- ④質問書（第1号様式）
- ⑤プロポーザル参加表明書（第2号様式）
- ⑥宣誓書（第3号様式）
- ⑦業務実績調書（第4号様式）
- ⑧実施体制調書（第5号様式）
- ⑨プロポーザル（二次審査）辞退届（第8号様式）

#### (2) 入手方法

一般社団法人藤枝市観光協会ホームページからダウンロードする  
URL : <https://www.fujieda.gr.jp/>

#### (3) 業務内容

「一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務仕様書（別紙1）」  
のとおり

### 4. 事業費

#### (1) 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作業務

提案上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお上記金額にホームページ制作業務及び公開日から令和7年3月31日までに係る運用・保守に必要な全ての経費を含む。

#### (2) 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ運用・保守業務

令和7年4月1日から令和10年3月31日に係る想定費用を、年度ごと年額（消費税及び地方消費税を含む。）で提示すること。なお、業務の詳細については、「一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務仕様書（別紙1）」を参照のこと。本提案額も採点対象とする。

#### (3) 藤枝デジタル観光パンフレット制作業務

提案上限額：1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5. 担当窓口・提出先

提出先 〒426-0034 静岡県藤枝市駅前2-7-26 2階  
一般社団法人藤枝市観光協会事務局（担当：事務局長蒔田）  
電話：054-645-2500（代表）  
e-mail：info@fujieda.gr.jp

受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日（以下「平日」という。）とする。

## 6. スケジュール

項目	日時等
1. 公募要領の公表／公募開始	6月17日（月）
2. 質問書の提出期限	6月21日（金）午後3時
3. 質問に対する回答	6月25日（火）午前9時
4. 参加表明書提出期限	7月1日（月）午後1時
5. 参加資格審査結果通知	7月3日（水）午前10時
6. 企画提案書、見積書提出期限	7月8日（月）午後1時
7. 一次審査（書類審査）	7月8日（月）
8. 一次審査結果の通知	7月9日（火）午後5時
9. 二次審査（プレゼンテーション審査）	7月11日（木）午後1時30分
10. 二次審査結果の通知	7月16日（火）午後3時
11. 契約締結	7月17日以降 ※予定

※各実施日については、事務局の都合等により変更する可能性がある。

## 7. 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

1. 提出期限	令和6年6月21日（金）午後3時
2. 提出書類	「質問書（第1号様式）」に質問内容を記載したもの
3. 提出方法	電子メールにより下記2アドレス（担当）宛に送付 e-mail： <a href="mailto:info@fujieda.gr.jp">info@fujieda.gr.jp</a> （藤枝市観光協会） e-mail： <a href="mailto:kanko@city.fujieda.lg.jp">kanko@city.fujieda.lg.jp</a> （藤枝市観光交流政策課） ※質問書（第1号様式）以外での問い合わせには一切応じない。

(2) 質問への回答

1. 回答期日	令和6年6月25日（火）午前9時
2. 回答方法	藤枝市観光協会ホームページに掲載（個別に回答しない） URL： <a href="https://www.fujieda.gr.jp/">https://www.fujieda.gr.jp/</a>

8. 参加表明書の提出

1. 提出期限	令和6年7月1日（月）午後1時 ※必着
2. 提出書類	① 「プロポーザル参加表明書（第2号様式）」に必要事項を記入したもの ② 会社概要及び類似のホームページ構築やCMS導入の実績がわかる書類（任意様式）。なお、会社概要はパンフレットでも可 ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※法人のみ
3. 提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参
4. 提出先	〒426-0034 静岡県藤枝市駅前2-7-26 2階 （一社）藤枝市観光協会HP公募型プロポーザル担当 宛

9. 企画提案書の提出

「8. 参加表明書の提出」により「プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出した事業者は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出するものとする。

1. 提出期限	令和6年7月8日（月）午後1時 ※必着	
2. 提出書類	書類名	必要部数
	宣誓書（第3号様式）	1部
	業務実績調書（第4号様式）	1部
	実施体制調書（第5号様式）	1部
	企画提案書（任意様式）	10部
	CMS機能要件一覧（任意様式）	10部
	参考見積書（任意様式）	1部
	上記をPDF形式で記録したCD-ROM	1部
3. 提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参	
4. 提出先	〒426-0034 静岡県藤枝市駅前2-7-26 2階 （一社）藤枝市観光協会HP公募型プロポーザル担当 宛	

## 10. 審査

二段階審査方式で実施する。また、審査に当たっては事務局が指名した者を審査員として審査を行い、その結果をもとに決定する。なお、審査はすべて非公開とする。

### (1) 一次審査（書類審査）

一次審査は「プロポーザル審査基準（別紙2）」に基づき、提出書類の内容をもとに審査・点数化し、評価点上位5者（社）程度を一次審査通過とする。なお、参加者が5者（社）に満たなかった場合は、一次審査を実施しない場合もある。

#### ① 実施日

令和6年7月8日（月）

#### ② 結果通知

令和6年7月9日（火）午後5時

選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。

なお、結果の問い合わせには一切応じない。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者を対象に、対面でのプレゼンテーション及び質疑応答を個別に行い、「プロポーザル審査基準（別紙2）」に基づき評価点を算出する。

#### ① 実施日時

令和6年7月11日（木）午後1時30分から

※二次審査の参加者ごとの開始時間等は、別途通知する。

#### ② 場所 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1

藤枝市役所西館3階特別会議室 電話：054-643-3078

#### ③ 実施時間

1事業者につき25分以内（プレゼンテーション15分以内、ヒアリング審査10分以内）を予定する。

#### ④ 出席者

1事業者につき3名までとする。

#### ⑤ 内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただしこれらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等を使用した説明は許可する。この場合、パソコンは事業者が用意すること。プロジェクター・コード類・スクリーンは事務局が用意する。  
※説明準備は説明時間に含めないが、5分程度で準備が完了するように心掛けること。

※プレゼンテーションは制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。

⑥ 審査の結果

評価点の合計が最も高い者（同点の場合は、選考会の多数決により選考）を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と契約が合意に至らない場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

⑦ 結果通知

令和6年7月16日（火）午後3時

選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。なお、結果の問い合わせには一切応じない。

1.1. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。なお、参加申込事業者は、委託候補事業者決定までの間に、各号に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）及び他自治体等での入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者（申し立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 地方税及び国税に滞納がない者。
- (9) 本実施要領の公表日現在において、国、都道府県もしくは基礎自治体等の観光・DMO等にかかるホームページの構築を行った実績があること。
- (10) 一般社団法人藤枝市観光協会の正会員であることまたは、会員でない者

は、契約締結後に正会員になる意思のある者。

## 1 2. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして認定した場合
- (4) 同一事業者につき2案以上の企画提案書等を提出したとき
- (5) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 参考見積額(消費税及び地方消費税の額を含む)が前記「4. 提案上限額」の各号に掲げる提案上限額を超えている場合
- (7) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

## 1 3. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと事務局が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を一般社団法人藤枝市観光協会に請求することはできない。

## 1 4. 参加事業者の辞退

一次審査通過事業者が、都合により二次審査を辞退するときは、速やかに事務局担当まで連絡し、「プロポーザル(二次審査)辞退届(第8号様式)」を7月10日(水)午後5時までに「5. 担当窓口・提出先」に記載のアドレスまでメールにて提出すること。この場合において、本件以外の事業において不利益を受けることはないものとする。

## 1 5. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
  - ・提出書類を持参する場合、受付時間内に持参すること。
  - ・提出書類を郵送する場合、一般書留又は簡易書留とし、参加申込期限最終日の受付時間内に必着とすること。

- ・質問書（第1号様式）をメールする場合、件名を「【質問書】藤枝市観光協会HP制作等業務公募型プロポーザル(△△)」(△△は事業者名)とし、参加申込期限最終日の受付時間内に必着とすること。
- (4) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は、認めない。ただし、こちらから要請のあったものについては、この限りでない。
- (5) 一般社団法人藤枝市観光協会ホームページ制作等業務仕様書（別紙1）に指定する以外の有益な独自機能を提案して差し支えない。基本、その実装に要する費用は、本プロポーザルで提案する見積金額に含むものとするが、本事業の成果最大化および旅行者の体験価値最大化に資すると捉えられるものは、別途費用を捻出する場合もある。
- (6) 採用された企画提案書等の著作権は、一般社団法人藤枝市観光協会に帰属する。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 応募者が1者（社）の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施するものとする。
- (9) 評価合計点総計の最も高い参加事業者の得点が満点（審査員数×100点）の60%に満たず、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと判断したときは、その企画提案を採用せず、優先交渉権者として選定しない場合がある。